玉 立 国 会図 書館法 の 部を改正する法律案 (衆第一五号) (衆議院提出) 要旨

本法 (律案) の内 容は、 次 の とおりである。

特 殊 人 等 の 出 版 物 の 納 入 義 務 に 関 する規定

1

株

式

会社

日

本 政

策

金

融

公庫

が

設

立されることに伴い、

同公庫

に出版物の

納

入義務

を課すとともに、

玉

法 の 整 備

際 協 力 銀 行、 玉 民生活。 金融公 庫、 中 小 企 業金 融 公 庫 及び 農 林 漁業 金 融 公 庫 が 解 散することに伴う所要 **ഗ**

規 定 の 整 理 を 行 う。

2 商 I 組 合中 · 央 金 庫 が 株式 会社 商工組合中 央 金 庫 に 転 換することに伴う所 要 の 規定の整理を行う。

3 日 本 政 策投 資 銀 行が 解散することに伴う所要 の 規 定 の 整 理 を行う。

4 地 方 公営企業等金融 機構が設立されることに伴い、 同 機 構 に 出 版物 の 納 入義務を課すとともに、 公営

企 業 金 融公 庫 が解散することに伴う所 要 の 規 定 の 整 理 を行う。

5 日 本年 - 金機 構が設立されることに伴い、 同機構 に出版 物 の納 入義務を課す。

施行期日

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。 ただし、 地方公営企業等金融機構に係る部分は公布の

日から、 日本年金機構に係る部分は日本年金機構法の 施行の 日から施行する。